

生活機能向上連携加算(通所)

算定要件加算 (Ⅰ) ※(Ⅰ)は 週1回ではなく (Ⅰ)(Ⅱ) は内容の違い です	① 医師やリハビリテーション専門職等が、利用者のADL及びADLに関する状況について、所属する事業所等のサービス提供時または機能訓練指導員と連携をしてICTを活用した動画やテレビ電話装置等を用いて、利用者の状態を把握し、助言を行っていること ② 医師やリハビリテーション専門職等の助言に基づき、機能訓練指導員等（機能訓練指導員・看護職員・介護職員・生活相談員・その他の職種）が共同して、利用者の身体状況等の評価、個別機能訓練計画書の作成を行っていること。 ③ 個別機能訓練計画書に、利用者ごとの目標・実施時間・実施方法等の内容を記載していること。 ④ 個別機能訓練計画の基づき、利用者の身体機能または生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員が利用者の心身の状態に応じた機能訓練を適切に提供していること。 ⑤ 身体状況等の評価に基づき、生活機能訓練計画書の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者・家族へ説明し、必要に応じて訓練内容の見直しを行っていること。	※ 加算を算定する事業所は利用者の生活状況や介護サービス利用状況について、利用者本人・家族等・ケアマネジャー・実施事業所との情報交換に努め、加算の目的である自立支援・重度化防止に資する介護を推奨する必要がある。 介護支援計画書内に記載された内容で通所計画書を作成してください。
算定要件加算 (Ⅱ) ※(Ⅱ)は 週2回ではなく (Ⅰ)(Ⅱ) は内容の違い です	① 医師やリハビリテーション専門職等が、通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等が共同して、利用者の身体状況等の評価・個別機能訓練計画の作成を行っていること。 ② 個別機能訓練計画書に、利用者ごとの目標・実施時間・実施方法等の内容を記載していること ③ 個別機能訓練計画の基づき、利用者の身体機能または生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員が利用者の心身の状態に応じた機能訓練を適切に提供していること。 ④ 身体状況等の評価に基づき、生活機能訓練計画書の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者・家族へ説明し、必要に応じて訓練内容の見直しを行っていること。	
留意点	テレビ電話装置を用いて行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守する必要があります。	
加算の目的	訪問リハビリや通所リハビリ、医療提供施設等の医師やリハビリ専門職と連携をし、自立支援・重度化防止に資する介護を推進する。	

※ 担当介護支援員さんは介護支援計画書内にアセスメント（加算が必要な状況）・課題（加算が必要な課題）・支援ポイント（加算をつけることにより改善するポイント）を記載してください。生活機能向上連携加算とのみ記載された支援計画書では算定はできません。